

第14回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入） プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、「第14回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）」（以下、「この事業」という。）を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定するにあたり必要な事項を定める。

2 委託する業務の概要

- (1) この事業の名称 第14回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）
- (2) 委託業務の内容 第14回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）委託業務仕様書による。

3 募集期間

平成27年10月15日（木）から10月23日（金）午後4時まで

4 参加資格

参加資格は次のとおりとする。

- (1) 日本国内の旅行代理店のうち、長野市内に本店・支店又は営業所を置くものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 長野県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がないものであること。
- (4) 長野県から、「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要項」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県から、「建設工事等入札参加者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 役員が次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (9) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (10) 長野県スポーツ会館等で行うプレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに常時参加できる者であること。

(11) 過去3年以内に国又は長野県と同規模以上の自治体と契約を締結した実績を有する者であること。

5 質問の受付及び回答

この事業について質問のある場合は、下記期間中に文書（ファクシミリ又は電子メール）のいずれかによって提出すること。電話による質問には原則応じかねるが、簡単な確認や緊急でやむを得ない事情が生じた場合は対応する。

- (1) 質問受付期間 平成27年10月16日（金）から10月21日（水）9:00～16:00（土曜日・日曜日を除く。）
- (2) 質問回答日 随時行う予定。

6 企画書の提出

プロポーザル企画書（別紙様式2～10）及び関係書類をA4判縦型20枚以内にまとめ、平成27年10月23日（金）午後4時まで下記あて原本1部、写し6部を郵送又は宅配便で提出すること。

提出先	〒380-0872 長野市南長野聖徳545-1 長野県スポーツ会館 公益財団法人長野県体育協会 事務局長 宛て
-----	------------------------------------------------------------

7 プレゼンテーション

提出されたプロポーザル参加申込書を書類選考のうえ、プレゼンテーションは3社程度とし、参加の可否については平成27年10月27日（火）までに通知する。

なお、プレゼンテーションは、次により行う。

- (1) 日 時 平成27年10月29日（木）午後 ※時間は追って通知する。
- (2) 会 場 長野県スポーツ会館会議室（予定）
- (3) 方 法 持ち時間は1社につき20分程度（説明15分 質疑5分程度）とし、提出したプロポーザル参加申込書に基づき説明を行うこととする。
- (4) 注意事項
 - ・1社からの参加者は3名程度とする。
 - ・プレゼンテーションは、総括責任者が行うものとする。

8 審査及び結果の通知

(1) 提出された書類は、本会に設置した選定委員会において審査する。なお、審査経過については公表しないものとする。同様に、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(2) 選定委員会は、下記の審査項目について採点を行い、合計得点の最も高いところを選定する。

- ①組織体制
- ②緊急時の対応
- ③個人情報の保護
- ④コンセプト
- ⑤宿泊
- ⑥レセプションの準備
- ⑦食事内容
- ⑧移動方法
- ⑨選手団イベント
- ⑩通訳
- ⑪会場確保
- ⑫見積額

(3) 審査の結果は、平成27年10月30日（金）以降に通知する。

9 プロポーザルに係るスケジュール

募集期間	平成27年10月15日(木)から10月23日(金)午後4時まで
質問受付期間	平成27年10月16日(金)から10月21日(水)9:00~16:00
企画書の提出	平成27年10月23日(金)午後4時まで
書類選考の結果通知	平成27年10月27日(火)までに通知
プレゼンテーション	平成27年10月29日(木)午後 時間は追って通知
選考結果の通知	平成27年10月30日(金)以降に通知予定

10 その他

- (1) この事業の契約は、本会と選定された旅行代理店との間で当該業務委託(本会会計規程第17条1号により随意契約)し、合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 契約の際は、見積書に記載された経費項目について、除外又は追加する場合がある。
- (3) 契約が不調の場合は、審査において第2位となった旅行代理店と同様の手続を行うものとする。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、各旅行代理店の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、契約を締結した後は、契約が完了する日まで当該提出書類を閲覧に供することがある。

11 問合せ先

〒380-0872 長野市南長野聖徳 545-1 長野県スポーツ会館
公益財団法人長野県体育協会 担当：町田・羽入田
TEL 026-235-3483 FAX 026-232-6528
E-mail naganoken@japan-sports.or.jp